

高等職業訓練促進及び自立支援教育訓練給付事業について

ひとり親家庭の親が、より収入が高く安定している正規雇用として就業することを可能にするため、国の制度改正に伴い就職に有利な資格の取得を支援する。

1 令和元年度の拡充内容

(1) 高等職業訓練促進事業の拡充

① 支給月額を増額

国家試験対策や実習に伴う就労収入の減に鑑みて、修学期間の最後の1年間について課税世帯の支給額を増額

	現 行	改定後
課税世帯	月額 70,500 円	月額 110,500 円
非課税世帯	月額 150,000 円	月額 150,000 円

② 支給期間の伸長

支給期間の上限を3年から4年に伸長

(2) 自立支援教育訓練給付事業の拡充

① 対象講座の拡充

看護師等の専門資格の取得を目指す養成講座を対象に追加

	現 行	改定後
対象資格	雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定教育訓練講座	雇用保険制度の専門実践教育訓練給付の指定教育訓練講座を追加 <<追加資格>> 看護師、栄養士、調理師、保育士、准看護師、はり師、社会福祉士、柔道整復師、美容師、歯科衛生士、介護福祉士、精神保健福祉士、助産師、理容師、製菓衛生士、臨床工学士、理学療法士

② 支給上限の引き上げ

追加資格の講座を受講する者について、支給額の上限を引き上げ

	現 行	改定後
上限 20 万円 (受講費用の 6 割)		上限 80 万円 (受講費用の 6 割) ※20 万円×年数 (4 年) を上限とする

2 予算額

	高等職業訓練促進	自立支援教育訓練給付
歳出	43,542 千円	828 千円
歳入	25,546 千円	621 千円